

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会
第5回 協議会 議事概要

開催日時：令和元年5月29日(水)15:00～

開催場所：宇陀市室生振興センター

【出席者】

伊賀市 伊賀市長（代理出席：建設部次長）
名張市 名張市長（代理出席：名張市副市長）
津市 津市長（代理出席：防災室長）
曾爾村 曾爾村長
山添村 山添村長
宇陀市 宇陀市長
御杖村 御杖村長
笠置町 笠置町長
南山城村 南山城村長
三重県 伊賀建設事務所 所長
伊賀地域防災総合事務所 危機管理地域統括監兼所長
津建設事務所所長（代理出席：事業推進室流域第二課長）
津地域防災総合事務所 所長（欠席）
奈良県 奈良土木事務所 所長
宇陀土木事務所 所長
京都府 山城南土木事務所 所長
木津川ダム総合管理所 所長
津地方气象台 气象台長
奈良地方气象台 气象台長
木津川上流河川事務所 所長
紀伊山系砂防事務所 所長
淀川ダム統合管理事務所 所長

1. 開会挨拶、配付資料確認

2. 挨拶

- ・国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長より挨拶
 - 我が国の国土は自然災害に脆弱であり、毎年のように被害が全国各地で発生している。
 - 国交省では、施設では完全に被害を防ぐことはできない大洪水が必ず起きるという観点に

立ち、水防災意識社会構築の取組を進めている。

- その一環として、本協議会は平成 28 年 6 月に設置され、木津川上流部の減災に係る取組方針のもと、各機関の取組を進めていただいている。
 - 平成 29 年には逃げ遅れをゼロ、社会経済被害の最小化を実現するため、多様な機関が連携し、ハード・ソフトの総合的な対策を一体的に推進するための大規模氾濫減災協議会の設置が水防法に明記され、本協議会もそれを担うものとして重要性がますます高まっている。
 - 平成 30 年 7 月豪雨では死者 200 人を超える平成で最も甚大な被害が発生したことを受け、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、それを踏まえて水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画が改定された。
 - 本日は、これらの緊急行動計画等の改定を踏まえた取組の追加項目について審議し、各機関の取組状況について報告し、議論・確認をしていただく。
 - 木津川上流域の水害対策・土砂災害を担う関係機関の皆様から、様々な視点から忌憚のない意見交換ができればと考えている。
- ・協議会会長宇陀市長より挨拶
- お忙しい中、また遠方から各関係機関の皆様にお集まりいただき、お礼申し上げます。
 - 議事進行に入るので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

3. 議事

(1) 審議事項

①市町村福祉部局の協議会への参画について

- ・事務局より、福祉部局の新規参画、協議会規約および幹事会規程の改定案について説明を行った。
- ・協議会規約・幹事会規程改定案について、各構成機関から質問や意見はなかった。

②これまでの流れと今後の進め方（案）

- ・事務局より、協議会の今後の進め方（案）と緊急行動計画改定に伴う取組方針の改定について説明を行った。
 - ・協議会の今後の進め方（案）と緊急行動計画改定に伴う取組方針の改定について、各構成機関から質問や意見はなかった。
-
- ・審議事項に関して質問や意見はなかった。
 - ・協議会規約・幹事会規程改定案は承認された。
 - ・各機関は緊急行動計画改定に伴う取組状況を確認し、今後対策を進めていくこととなった。

(2) 報告事項

①要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進について

- ・事務局より、要配慮者施設の避難確保計画の作成・訓練実施の促進について、計画作成及び訓練の実施の徹底についての通達の報告があった。

②異常降雨の頻発化に備えたダムの洪水調整機能と情報の充実に向けての提言に基づく対応について

- ・木津川ダム総合管理所より、ダムの洪水調整機能に関する検討結果と対策の基本方針、対応すべき内容等について報告があった。

③避難情報及び防災気象情報の警戒レベルについて

- ・事務局より、2019年6月から運用開始となる避難情報及び防災気象情報の警戒レベルについて報告があった。

④2018年実施内容及び2019年取組予定

- ・事務局より昨年度の取組および今年度の取組予定について報告があった。
- ・奈良県より奈良県管理区間の昨年度の取組および今年度の取組予定について報告があった。
- ・紀伊山系砂防事務所より昨年度の取組および今年度の取組予定について報告があった。

⑤簡易型河川監視カメラの現場実装について

- ・事務局より簡易型河川監視カメラの開発が完了し、今後現場での実装を進めていくことについて報告があった。

- ・報告事項に関して各構成機関からの質問や意見はなかった。

(3) その他

- ・議長から河道掘削、河道内樹木伐採について、市町村の対応の考え方、掘削土等の処分について質問があった。
- ・構成員（木津川上流河川事務所）より、質問に対して回答した。
 - 河道掘削、河道内樹木伐採で発生する掘削土や伐採木の処理が課題である。ため池等土砂が不足している箇所での掘削土の利用、伐採樹木等のチップ化などで工夫している。それらの最終的な引き取り手がない現状があり、本協議会でよいアイデアがあれば紹介いただきたい。
 - これまでの事例として圃場整備への掘削土の利用等があった。木津川上流では大規模な掘削を行うわけではないが長期的に少しずつ発生するため、小規模でもよいのでいろいろな受入地があるとよい。情報を寄せていただきたい。
 - 受入地情報は工事を実施している市町村に限定せず、広域でよい。ある程度遠くても木津川上流域内であれば運搬可能と考える。ケース・バイ・ケースなので情報をいただきたい。
 - チップ材は個人で使用する場合もある。堤防除草で発生した刈草を地域の農家の方に再利用していただいている例もあり、チップ材の民間利用も考えられる。
- ・構成員（木津川上流河川事務所）から、河川法では要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化され、市町村にはその作成等の責務があるとなっているが、指導する上で市町村の抱える課題について質問があった。
- ・各構成機関からは意見はなかった。

以上